

福井県広報誌制作・配布業務委託に係る 企画提案書および見本誌作成要領

1 企画提案書

以下の内容を盛り込むこと。

- (1) 広報誌の全体コンセプト、読者層の考え方・訴求方法、セールスポイント
- (2) 基本仕様（発行部数、規格、用紙、印刷など）
- (3) 配布方法、配布部数、所要日数
- (4) 新規施設の提案（具体的な設置場所、個所数、部数など）
- (5) 各コーナーの提案内容、デザインの狙いや考え方など

ア 表紙

- ・特集に関連した内容とし、特集テーマ「子育て」「農業」「エシカル消費」を想定した表紙のシーンについて、テーマごとに具体的かつ視覚的イメージが伝わる文章を作成し、提案すること。
- ・タイトルは「県政広報 福のたより」とし、ロゴデザインを2案以上提案すること。

イ 提案企画①

- ・季節感やトレンドを踏まえた連載企画を提案すること。

ウ 裏表紙 提案企画②

- ・県民が親しみを持てるような連載企画を提案すること。

エ 読者プレゼント

- ・旬の食材にちなんだ読者プレゼント案を提案すること。

オ 読者アンケート

- ・読者アンケートの応募を増やす方法を提案すること。

- (6) 文字・段組みの考え方（書体・級数、タテ組・ヨコ組の別、段数、文字数など）
- (7) より多くの県民に読んでもらうための工夫・提案（若年層に向けた閲覧率向上の方策、広報誌そのものの存在を知ってもらうための工夫・提案など）
- (8) デジタルブックを広く周知するための工夫・提案
- (9) その他提案等

2 見本誌

- (1) 以下の様式で作成すること。

A4版、12ページ冊子、フルカラー

- (2) 以下の構成で作成すること。

ページ (ページ数)	コーナー	作成方法
1 (1)	表紙	<ul style="list-style-type: none">・特集に関連した内容とし、読者の興味を引く印象的な写真を使用すること・タイトルは「県政広報 福のたより」とすること・提案するロゴマーク2案のうち1案を掲載すること・現行とは異なる誌面デザインを提案すること・発行号の記載を必須とし、その他必要と考える情報を追加してよい

2～5 (4)	特集	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマは「子育て」とする ・読者の興味をひくデザインを意識し、読み進めやすくするため、情報量とレイアウトを工夫すること
6 (1)	提案企画①	<ul style="list-style-type: none"> ・季節感やトレンドを踏まえた連載企画を提案すること ・コーナータイトル、デザイン、レイアウトを提案すること ・自ら作成・撮影などを行った原稿や写真、イラストに基づくこと ・令和8年4月下旬発行を想定した内容とすること
7 (0. 7)	ふくトピ°! (旧：県政トピックス)	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン、レイアウトを提案すること ・原稿は別途提供する
7 (0. 3)	こんにちは、 石田たかとです	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン、レイアウトを提案すること ・原稿は別途提供する
8～11 (3. 5)	ふくいの情報ひろば (旧：ふくいインフォ)	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン、レイアウトを提案すること ・原稿は別途提供する
11 (0. 5)	はびりゅうの 今日はどこ行く？	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン、レイアウトを提供すること ・原稿は別途提供する
12 (0. 5)	裏表紙 提案企画②	<ul style="list-style-type: none"> ・県民が親しみを持てるような連載企画を提案すること ・コーナータイトル、デザイン、レイアウトを提案すること ・令和8年5月下旬発行を想定した内容とすること
12 (0. 5)	読者プレゼント 読者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン、レイアウトを提案すること ・読者プレゼントについては、旬の食材にちなんだプレゼントを選定の上、作成すること ・アンケート応募が増えるようなアイディアを提案すること

(3) その他

- ・誌面のいずれかの場所に、広報誌の基本情報（発行者、発行頻度、配布場所）を入れること。
- ・過去の広報誌の素材を使用する場合は、原稿や写真を必要に応じて提供する。

(4) 留意事項

- ・「令和8年度福井県広報誌制作・配布業務委託仕様書」を基本とすること。
- ・見本誌用の資料、原稿、画像については、見本誌作成以外の目的に使用してはならない。
- ・企画が採用された場合でも、内容や構成の変更、写真の再撮、修正を求める場合がある。
- ・特集テーマ担当課への直接の問い合わせ・資料請求は控えること。
- ・見本誌の作成にあたって取材を行う場合は、本企画提案審査会の取材であることをあらかじめ取材先に説明し、誤解が生じないようにすること。
- ・見本誌作成にあたり、県から資料やデータを提供するので、希望者は令和8年2月18日（水）16時までに申し出ること。